

せたがや道づくりプラン（素案）

【 道路整備方針 】

平成25年11月

世田谷区

目次

第1章 プランの概要

| | | |
|-----|---------|---|
| 1-1 | 策定の背景 | 1 |
| 1-2 | 位置付け | 2 |
| 1-3 | 内容と計画期間 | 3 |

第2章 現状と課題

| | | |
|-----|---------------|----|
| 2-1 | 道路整備の現状 | 5 |
| 2-2 | 道路整備に取り組みと課題 | 11 |
| 2-3 | 道路整備に係る防災上の課題 | 13 |
| 2-4 | 道路整備を取巻く社会の動向 | 17 |

第3章 道路整備の基本方針

| | | |
|-----|----------------|----|
| 3-1 | 将来の道路網計画 | 19 |
| 3-2 | 将来道路網計画の実現に向けて | 25 |

第4章 道路整備の目標

| | | |
|-----|----------|----|
| 4-1 | 目的 | 26 |
| 4-2 | 道づくりの方向性 | 27 |
| 4-3 | 重点化すべき事項 | 28 |

第5章 事業化プログラム

| | | |
|-----|---------------------------|----|
| 5-1 | 策定の背景 | 30 |
| 5-2 | プログラムの考え方 | 31 |
| 5-3 | 優先整備路線 | 36 |
| 5-4 | 交差点改良 | 37 |
| 5-5 | 東京における都市計画道路の整備方針（仮称）への反映 | 39 |
| 5-6 | 地先道路の整備 | 40 |
| 5-7 | 道づくりの推進に向けた取り組みの検討 | 42 |

第1章 プランの概要

1-1 策定の背景

世田谷区内には、計画的な基盤整備が行われないうまま市街化が進行した地区が多く、全体的に道路の整備水準が低いことから、その改善に向けて、平成2年には「道路整備方針」を、平成8年には「地先道路整備方針」を定め、以降は2つの方針に基づき計画的な道づくりを進めてきました。

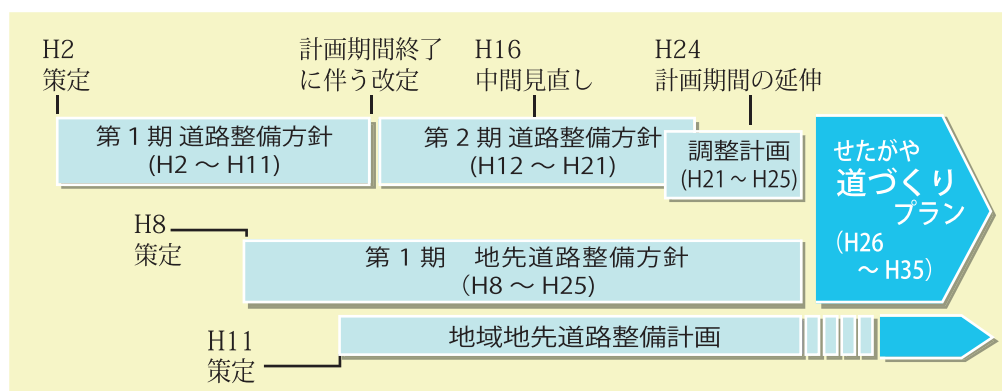
およそ四半世紀に渡る取り組みによって、新たに道路が完成し安全性や利便性が向上した地区もありますが、その効果は限定されており、未だに、交通渋滞の発生、通り抜け車両による住環境の悪化など、道路ネットワークの整備が遅れていることが原因で様々な問題が生じています。

さらに近年では、首都直下型地震等に備えた防災減災対策の推進、高齢社会の進行、街づくりとの連携など、今後の社会変化に対応していくための道路網整備の必要性がますます高まっています。

「せたがや道づくりプラン」(素案)は、「道路整備方針」及び「地先道路整備方針」の上位方針である「都市整備の基本方針」の改定、並びに区政の総合計画である「基本構想・基本計画」の策定と合わせて、道路整備に関する2つの方針を全面的に改定、統合し、道路の新設、拡幅整備に関する総合的な方針として策定するものです。

今後、世田谷区では、本プランに従って計画的な道づくりを進め、将来道路網の実現を目指していきます。

■道路整備方針、地先道路整備方針の変遷

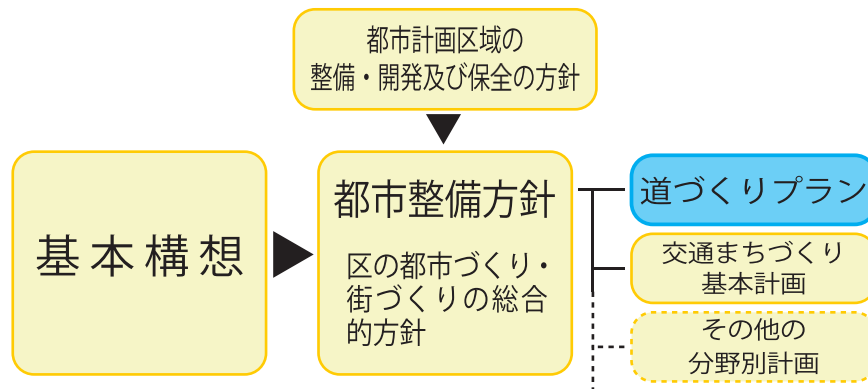


1-2 位置付け

「道づくりプラン」は、世田谷区街づくり条例第 10 条に規定する「都市整備方針」の分野別方針の一つとして策定するものです。

「都市整備方針」は、区政の公共的な指針である「基本構想」が示す将来像を実現するためのものであり、「道づくりプラン」は、「都市整備方針」に定める街づくりに関する目標を実現する上で、必要となる道路整備に関する取り組みを示すために策定します。

■プランの位置付け



【街づくり条例】

第 8 条

区長は、街づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、基本構想が示す区の将来像を実現するため、街づくりに関する総合的な基本方針であり、かつ、都市計画法第 18 条の 2 第 1 項の規定に基づく区の都市計画に関する基本的な方針である都市整備方針を策定しなければならない。

第 10 条

区長は、都市整備方針に定める街づくりに関する目標を実現するため、都市施設等についての整備等に関する方針（以下「分野別整備方針」という。）を策定するものとする。

1-3 内容と計画期間

1-3-1 地先道路整備方針との統合

これまで道路整備に関する分野別の方針は、地区幹線道路（都市計画道路補助線街路）と主要生活道路を対象とした「道路整備方針」と、地先道路を対象とした「地先道路整備方針」の二つに分けて定めていました。

「地先道路整備方針」については、平成8年に策定後17年が経過し、その間に動きのあった街づくりとの統合が求められており、また、防災・減災対策を重点化するという流れの中で、円滑な避難経路や防災拠点施設へのアクセス路の確保などの課題に対して、骨格的な道路から地先道路に至るまで総合的な道路網を検討する必要性が生じています。このため、「道づくりプラン」は、これまでの道路整備方針と地先道路整備方針とを統合した道路整備に関する総合的な方針として定めることとしました。

1-3-2 プランの内容

「道づくりプラン」には、「道路整備の基本方針」、「道路整備の目標」及び「道路の事業化に関する計画（事業化プログラム）」を定めることとします。

- ・道路整備の基本方針

長期的な視点で必要と考えられる道路の配置計画（道路網計画）と、その計画を実現するための考え方を定めたものです。

- ・道路整備の目標

計画期間内における道づくりの目標として、上位計画が掲げる将来像の実現に向けて取組むべき道づくりの方向性と、喫緊の課題解決などのために特に重点化すべき事項を定めたものです。

- ・道路の事業化に関する計画（事業化プログラム）

区が主体となり新設または拡幅整備を行う地区幹線道路、主要生活道路、地先道路及び交通広場を対象に、緊急性が高く早期に整備すべき路線や区域、事業の方法などを、道路整備の目標に基づき具体的に定めたものです。

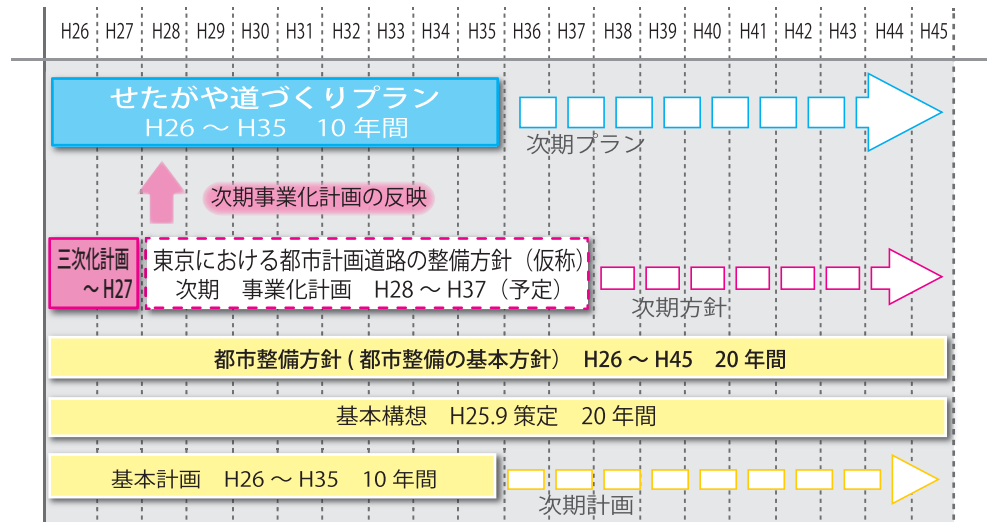
1-3-3 計画期間

事業化プログラムの計画期間は、平成26年度から平成35年度の10年間とします。

1-3-4 プログラムの見直しについて

事業化プログラムは、平成 28 年度に予定されている「東京における都市計画道路の整備方針（仮称）」策定に伴い必要な変更を行うほか、関連する上位計画の変更、街づくりの動向の変化などに応じて見直しを行うものとします。

■上位計画の計画期間



第2章 現状と課題

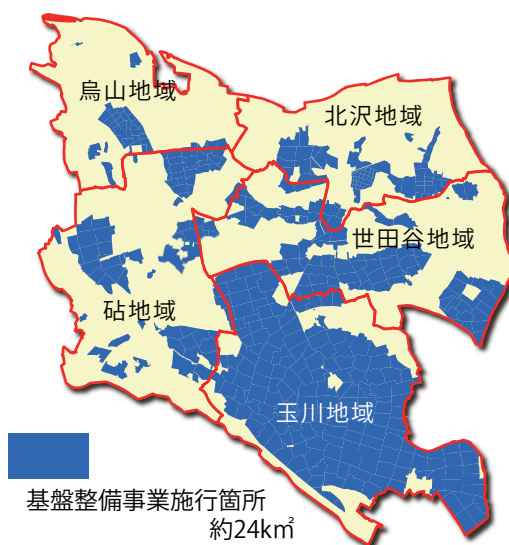
2-1 道路整備の現状

2-1-1 区の道路整備の現状

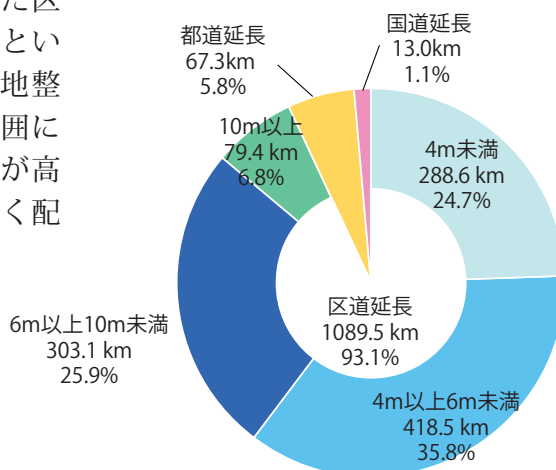
世田谷区では、区画整理事業などによる計画的な基盤整備が行われないまま市街化された地域が多いため、全体的に道路整備の水準が低く、道路率（14.1%）や平均幅員（6.9m）は、区部全体の平均（道路率 16.4%、幅員 8.6m）を下回っています。

区内の各地域では、市街化が遅れて始まった区の西部の砧地域や北西部の烏山地域は道路率が低く、また、古くから市街化が進んだ区の東部では狭小な道路が多いという特徴があります。また、耕地整理などの基盤整備事業が広範囲に行われた玉川地域は、道路率が高く、幅員 6m 以上の道路が多く配置されています。

■ 基盤整備状況図

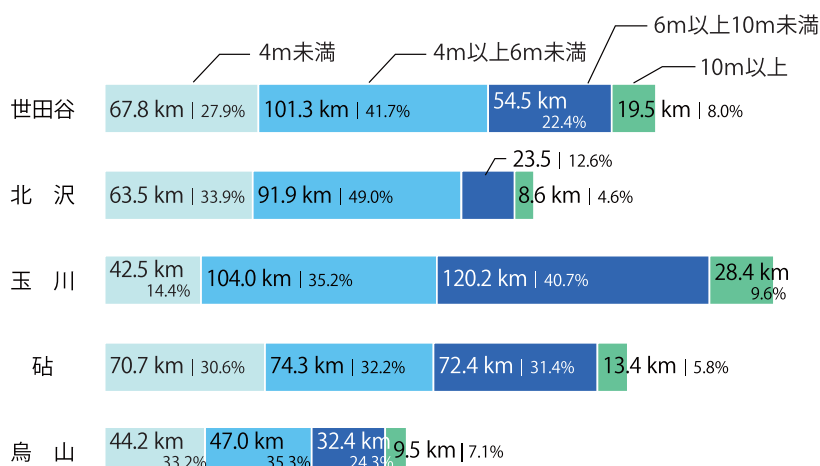


■ 区内の幅員別道路延長



(参照：平成 24 年度 ※私道は除く
世田谷区土木施設現況調査)

■ 各地域の幅員別道路延長



※特別区道のみ

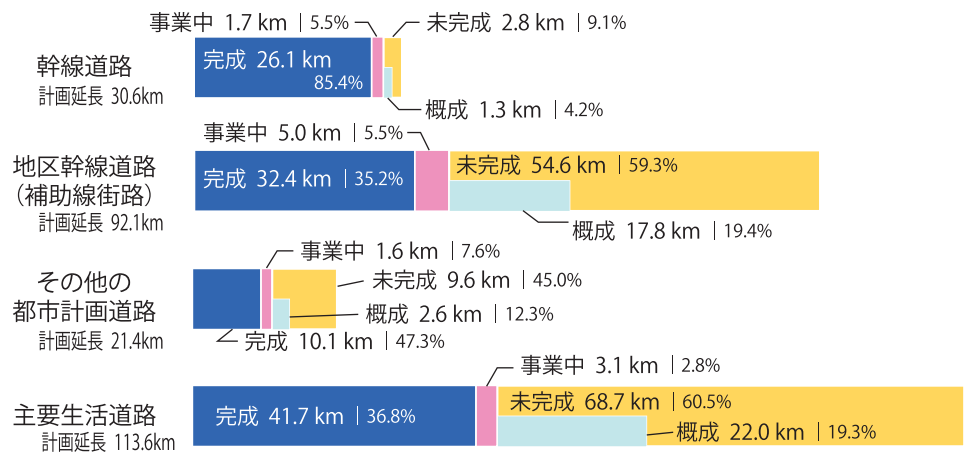
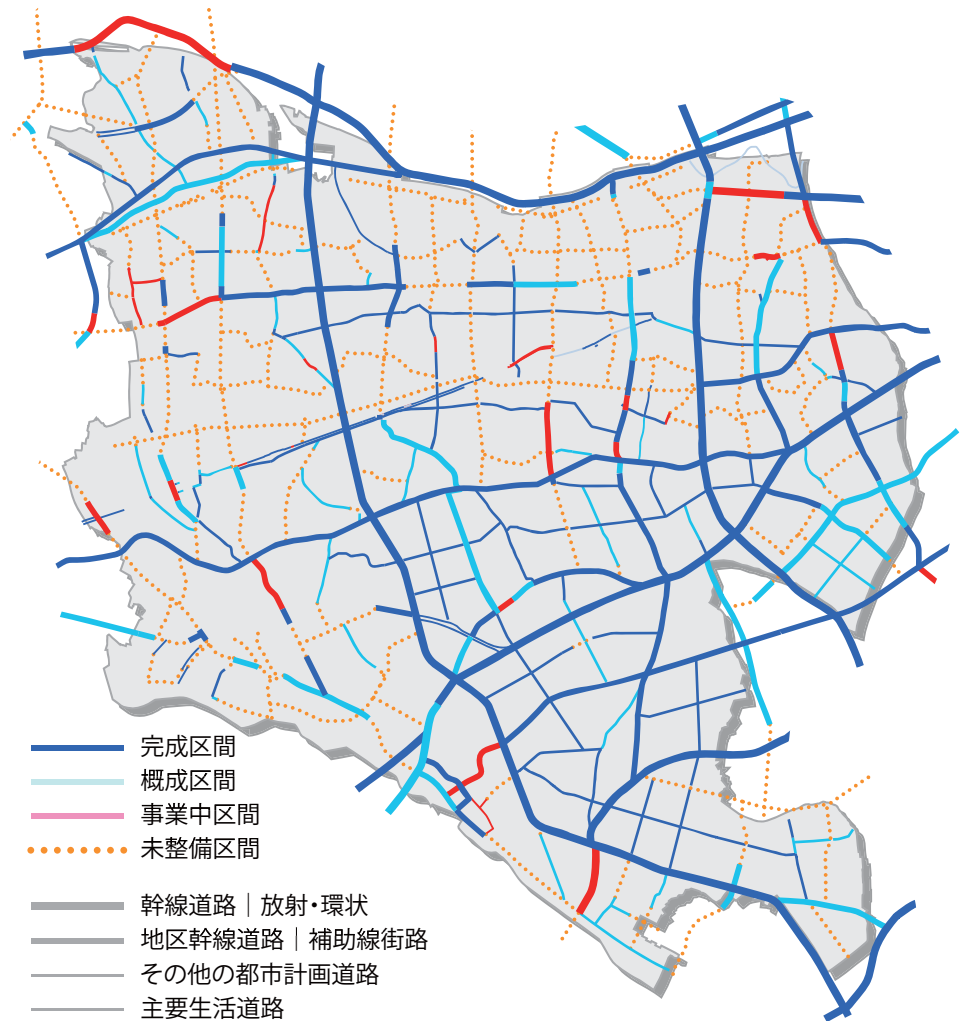
(参照：平成24年度 世田谷区土木関係現況調査)

本章で記載しているデータの数値は、四捨五入を原則としています。そのため、内訳および百分率の合計値が総数と一致しない場合もあります。

2-1-2 都市計画道路、主要生活道路の整備状況

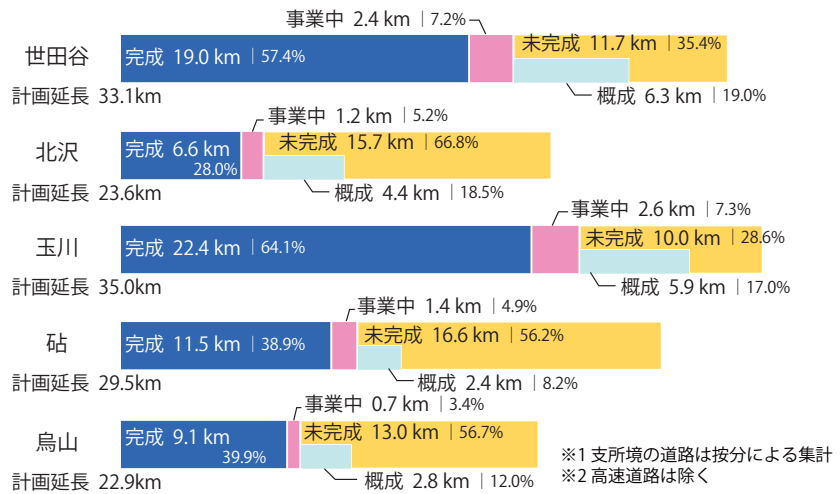
昭和 39 年に開催された東京オリンピックを契機として、環七通り、環八通り、甲州街道、玉川通りなどの幹線道路の整備が始まり、現在では約 9 割が完成していますが、これらを補完する地区幹線道路（都市計画道路補助線街路）及び主要生活道路の整備率はいずれも 4 割弱にとどまっています。

■ 都市計画道路、主要生活道路の整備概況

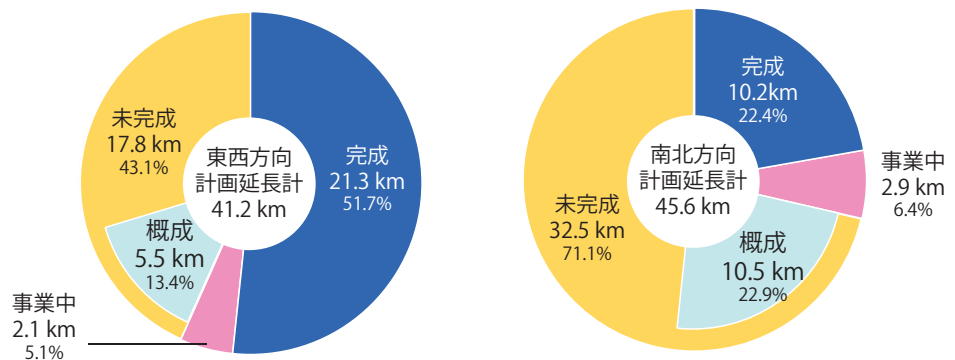


世田谷地域、玉川地域と比べて、区の北部や西部に位置する、北沢地域、砧地域、烏山地域の整備率が低く、地域によって偏りがあります。また、東西方向に比べて南北方向の整備が遅れています。

■ 地域ごとの都市計画道路の整備状況



■ 方向別の整備状況 (地区幹線道路)



戦災復興の事業などにより基盤整備が進んだ都心区や東部の区と比べて、西部に位置する世田谷区の都市計画道路の整備率は低い状況になっています。

■ 他区と比べる都市計画道路の整備率 【出典:平成23年 国土交通省都市計画年報】

